



2025 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社サンオータス
代表者名 代表取締役社長 北野 俊
(コード：7623 東証スタンダード市場)
問合せ先 常務取締役管理本部長 久米 健夫
(TEL. 045-473-1211)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 18 日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「2025 年 6 月 18 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から 2025 年 8 月 17 日までの間、整理銘柄に指定された後、2025 年 8 月 18 日に上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は、2025 年 6 月 18 日付当社プレスリリースに記載のとおりであります。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式 322,282 株を 1 株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

3,222,815 株

（注）当社は、2025 年 6 月 18 日開催の取締役会において、2025 年 8 月 19 日付で、当社の自己株式 7,675 株（2025 年 4 月 30 日時点で当社が所有する自己株式 675 株に、当社が今後自己株式として無償取得する予定の当社取締役 3 名が所有する譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。） 7,000 株を加えた株式数）を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

3,222,825 株

（注）当社は、2025 年 6 月 18 日開催の取締役会において、2025 年 8 月 19 日付で、当社の自己株式 7,675 株（2025 年 4 月 30 日時点で当社が所有する自己株式 675 株に、当社が今後自己株式として無償取得する予定の本譲渡制限付株式 7,000 株を加えた株式数）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数
10 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
40 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(a) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、太田興産株式会社（以下「公開買付者」といいます。）並びに当社代表取締役社長である北野俊氏（以下「北野俊氏」といいます。）、北野俊氏の配偶者かつ公開買付者の代表取締役である北野淳子氏（以下「北野淳子氏」といいます。）及び北野淳子氏の母である太田寿美子氏（以下「太田寿美子氏」といいます。）、北野俊氏、北野淳子氏及び太田寿美子氏を総称して、以下「本不応募合意株主」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（会社法第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社株式を非公開化するための一連の取引の一環として、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとすることを目的とするものであること、また、当社株式が 2025 年 8 月 18 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である 2025 年 8 月 19 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 835 円を乗じた金額に相当する金銭を、各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(b) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
太田興産株式会社（公開買付者）

(c) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合の結果生じる 1 株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、株式会社三井住友銀行及び株式会社横浜銀行からの借入（以下「本銀行融資」といいます。）により賄うことを予定していたところ、当社は、公開買付者が 2025 年 3 月 11 日に提出した公開買付届出書及び同書に添付された本銀行融資に関する融資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本公開買付けの開始以降、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことでした。したがって、当社は、公開買付者による本株式併合の結果生じる 1 株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年8月下旬を目処に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年10月下旬を目処に当社株式を公開買付者へ売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2025年11月上旬から12月上旬を目処に、当該代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却により得られた代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は、2025年6月18日付当社プレスリリースに記載のとおりであります。なお、当社定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年8月20日に効力が生じるものとします。

- ① 本株式併合の効力が生じた場合、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数が40株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 本株式併合の効力が生じた場合、当社の発行済株式総数は10株となり、単元株式数を定める必要がなくなることから、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）および第8条（単元未満株主の権利制限）を削除し、第10条（株式取扱規程）を変更し、これら変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- ③ 本株式併合の実施に伴い、当社の株主は公開買付者1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことから、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第11条（基準日）を変更するものであります。
- ④ 本株式併合の実施に伴い、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことから、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第14条（電子提供措置等）を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

① 本定時株主総会開催日	2025年7月25日（金）
② 整理銘柄指定日	2025年7月25日（金）（予定）
③ 当社株式の最終売買日	2025年8月15日（金）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2025年8月18日（月）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2025年8月20日（水）（予定）

以上